

令和5年度予算編成に向けた「区提案反映制度」項目・対応状況一覧

提案区	番号	項目	提案内容の概要	所管局	○：対応 △：一部対応
神奈川	1	デジタル移動無線回線数の見直し	デジタル移動無線の回線数を72回線まで増やしてもらうように総務省関東総合通信局と協議の実施	総務局	△
神奈川	2	菅田の丘小学校の学校統合に伴う通学安全対策	地域や保護者等の理解を得た学校統合に伴う通学安全対策の実施	教育委員会事務局	○
神奈川	3	JR線東神奈川駅のホームドアの設置の早期実現に向けた働きかけ	JR線東神奈川駅(2・3番線)について鉄道駅舎可動式ホーム柵等整備補助を活用したホームドア設置の早期実現に向けたJRへの働きかけ	都市整備局	○
神奈川	4	管理不全空家の改善働きかけにおける外部委託の活用による総合的な空家対策への対応力強化	1 管理不全空家の初期対応(現場調査等)、経過観察調査対応の希望区のとりまとめと建築局により外部委託の実施 2 円滑な委託実施にむけた庁内手続きの調整、整理 3 区案件に関する対応方針の検討、整理 4 一括委託、委託内容の見直しも含めた継続的な空家対応の体制、仕組みの検討	建築局	○
神奈川	5	神奈川区における多文化共生の推進	神奈川区国際交流ラウンジの令和5年度開所に向けた予算措置	国際局	○
神奈川	6	保育園・幼稚園等で医療的ケア児を積極的に受け入れるための訪問看護ステーションの活用策等	1 保育園等への訪問看護ステーションからの派遣ケア補助金の新設 2 保育園等に雇用された看護師の医療的ケア業務委託費補助金の新設 3 医療的ケア児受け入れ施設整備費の新設 4 認定特定行為従事者研修等受講補助金の新設と受講推進のためのインセンティブ制度の新設 5 看護師配置加配の条件緩和 6 切れ目のない受け入れ推進のための支援策の検討の継続	こども青少年局	○
神奈川	7	臨海部における雨水排水施設の適切な維持管理及び浸水対策	1 排水施設の所管部署や役割分担の明確化 2 雨水排除計画の見直し、策定 3 適切な維持管理に必要な予算を継続的に確保	港湾局	○
				環境創造局	○
				道路局	○

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	教育委員会事務局
------	----------

神奈川県		区政推進課・子ども家庭支援課	
担当者名	佐藤・吉崎	TEL	411-7028
共通区			

継続年数	4年
------	----

提案種別	
予算関連	

番号	項目
2	菅田の丘小学校の学校統合に伴う通学安全対策

◇地域の課題、基礎データ等

令和3年4月に旧池上小学校と旧菅田小学校が統合し、「菅田の丘小学校」が開校しました。新校舎として使用する旧池上小学校の校舎は、現在、建替工事（令和5年度末竣工予定）を行っているため、その間は旧菅田小学校校舎を使用しています。
 現校舎（旧菅田小）の通学路として利用されている市道菅田第148号線は新校舎（旧池上小）への通学路としても利用することが予定されています。
 同道路は、道路幅が狭く歩行にあたり危険な箇所や交差点の安全な横断のための滞留場所の設置が必要な箇所があり、歩道拡幅や交差点における歩行者の滞留場所の整備等の通学安全対策が必要です。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他（保護者等からの要望）

◇区民からの具体的な要望

平成31年1月に「池上小学校・菅田小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会より通学安全に関する要望書の提出がありました。
 要望内容：池上小入口交差点から池上小学校までの道路の安全な通行
 池上小入口交差点への歩行者の滞留場所の設置 等

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

統合に伴う通学安全対策の対応状況について、情報把握に努め、必要に応じて地域等への周知を行っています。

◇提案内容・概算額等

地域や保護者等の理解を得た統合に伴う通学安全対策の実施
 歩道拡幅や交差点における歩行者の滞留場所の整備等 ■■■■■ 千円

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課 教育委員会事務局学校計画課

◆局回答内容

教育委員会事務局		学校計画課	
担当者名	瓜田、小鹿	TEL	671-3252

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 現校舎（旧菅田小）の通学路として利用されている市道菅田第148号線は新校舎（旧池上小）への通学路としても利用することが予定されています。 同道路は、道路幅が狭く歩行にあたり危険な箇所や交差点の安全な横断のための滞留場所の設置が必要な箇所があるため、歩道拡幅や交差点における歩行者の滞留場所の整備等、引き続き通学安全対策を進めていきます。
	◇課題に対する局の考え方 ◇対応する場合の課題
対応しない場合	

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	都市整備局
------	-------

神奈川区		区政推進課	
担当者名	佐藤、鈴木	TEL	411-7028
共通区			

継続年数	4年
------	----

提案種別	
予算関連	

番号	項目
3	JR線東神奈川駅のホームドアの設置の早期実現に向けた働きかけ

◇地域の課題、基礎データ等

横浜線の東神奈川駅は、視覚障害者が利用する施設（市立盲特別支援学校等）の最寄駅であり、現在多くの視覚障害者の方（主に児童や生徒、学生）が利用しています。利用者の安全性や列車運行の安定性の確保に向けて、一日でも早くホームドアを設置することが必要です。

【現状】東神奈川駅：2・3番線ホーム未整備（1・4番線ホームは整備済）

○東日本旅客鉄道株式会社（JR）は、2025年度までに横浜線（東神奈川～橋本間）含む9線区から120駅程度についてホームドア整備をすると発表しています。

○市鉄道駅舎可動式ホーム柵等整備事業では、東神奈川駅は、視覚障害者利用施設の最寄駅として、補助対象駅にあげられています。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他（ ）

◇区民からの具体的な要望

ホームドアの早期整備について、R元年7月に市立盲特別支援学校より要望。
内容：大口駅および東神奈川駅（2・3番線）にはホームドアが整備されておらず、通学時に駅のホームが混雑していると線路に落下しそうになるため、ホームドアを整備してほしい。（大口駅についてはR3年度に設置）

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

鉄道事業者のJRに対し、ホームドアの早期設置について、都市整備局を通して要望しています。

◇提案内容・概算額等

東神奈川駅（2・3番線）について、鉄道駅舎可動式ホーム柵等整備補助を活用したホームドア設置の早期実現に向けてJRへの働きかけを行ってください。

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

所管局	
所管局課	都市整備局都市交通課

◆局回答内容

都市整備局		都市交通課	
担当者名	藤澤	TEL	671-2722

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 東神奈川駅の2・3番線において、可動式ホーム柵の早期整備が図られるよう、JR東日本に対して働きかけていきます。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

		神奈川区	区政推進課	
担当者名	佐藤・鈴木	TEL	411-7028	
共通区	全区			
		継続年数	2年	

所管局名	建築局
-------------	-----

提案種別	
予算関連	

番号	項 目
4	管理不全空家の改善働きかけにおける外部委託の活用による総合的な空家等対策への対応力強化
◇地域の課題、基礎データ等	
<p>【背景】 区に寄せられる空家に関する相談や現場調査、改善への働きかけを行う案件は毎年増加傾向にある一方で、新規相談数に対して改善につながる案件は少なく、結果として経過観察案件が累積しています。今後人口減少が進む中で新たに生じる空家の増加は確実であり、経過観察案件の状態悪化の進行も含め、近隣居住者の良好な住環境の阻害や、地域の防犯・防災等の観点における問題が深刻化することは容易に想定されます。</p> <p>現状、管理不全空家対応業務の増加により、1件あたりにかけられる市の対応力は低下しており、今後現状の体制で業務を続けると、空家に係る住民対応や所有者への働きかけなどに遅延が発生したり、深刻な状況の特定空家への対策が疎かになるなど、結果として住環境への悪化につながる懸念があります。</p> <p>一方、横浜市空家等対策計画では①空家化の予防、②空家の流通・活用の促進、③管理不全な空家の防止・解消、④空家の跡地活用が4つの取組の柱となっていますが、②④のような「まちづくり」につながる件数はまだ多くはありません。現在の体制では、③の管理不全空家の改善対応に多くの時間が割かれるため、区役所の地域に入り込むという強味をいかした「活用、予防」に区局が連携し積極的に取り組むことが困難な状況となっています。空家化の予防については、継続的な支援だけでなく、地域性などを分析した企画や広報など、区役所が積極的に取り組むことで一定の効果が期待され、将来の管理不全空家の増加の抑制につながる可能性が十分にあります。</p> <p>例) 空家相談会 (R4年1月 神奈川区役所にて開催) : 区相談案件の傾向分析によるセミナー内容の企画及び重点広報地区の検討や他部署と連携した効果的な広報の実施。(実績: セミナー参加延べ51名 ※定員満席、個別相談12組)</p> <p>管理不全空家への業務対応を遅延せずに安定して行うことに加え、本市として区局が連携し総合的に空家対策を行い空家件数の抑制にむけて取り組んでいくためには、市内の空家件数が増加していくことを見越し、持続可能な執行体制を構築することが必要と考えます。</p> <p>【課題】 管理不全空家の改善働きかけに対する業務体制 現状、各区における管理不全空家の改善働きかけの対応は、区政推進課まちづくり調整担当だけでは業務量の観点で対応が困難であり、他係の職員も含めて対応するなど各区で独自に体制を補強しています。 各区による空家の初期対応を始めた平成27年度から相談件数は累積しており、区提案反映制度等を発端とし局にて幾度か検討はされていますが、実質上、区の体制は強化されておらず、空家対応以外の業務をも圧迫している状況です。</p>	
<p>■令和4年度 モデル委託の実施状況 昨年度の区提案反映制度において、令和5年度を目途とする一括委託化の提案を行い、区局にてモデルの検証を行いました。 令和4年度6月より、初期対応(現場調査、所有者調査、通知文発送)(以下、「初期対応(現場調査等)」という。)について、鶴見区・神奈川区・保土ヶ谷区・港北区をモデル区として約40件の委託を行い、委託を行う場合の費用対効果検証や民間事業者による現場調査の精度維持に必要なツールの整理、委託を行う場合の業務対応の流れの構築を行い、初期対応(現場調査等)の有効性は確認できました。 一方で、経過観察及びその後の働きかけ実施(以下、「経過観察対応等」という)までの一括委託については、空家件数が各区でばらつきがあることや、年度によらない調査となるため、現時点では初期対応(現場調査等)から一連の委託ではなく、それぞれの段階での委託化が望ましいことがわかりました。 これらの検証により、初期対応(現場調査等)及び経過観察対応等について、民間事業者での委託を実施することが可能かつ、委託化の効果が確認されたため、令和5年度に委託化の本格実施及び予算確保を要望します。 なお、現時点では18区において、地形の特性や市街化状況、市街化された年代を要因とし管理不全空家の対応件数にばらつきがあり、委託の実施においては、要望する区において委託を選択できる仕組みとすることが必要です。</p>	
◇地域ニーズ等の収集手段	
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他()	
◇区民からの具体的な要望	
<ul style="list-style-type: none"> ・近所の空家の部材が飛散するのではないかと不安である。 ・区役所に相談しているのに一向に改善されない。 	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。	
<ul style="list-style-type: none"> ●調査及び働きかけ業務 通報者からの情報収集、現地調査、所有者等の調査、所有者への働きかけ、建築局及び区内関係部署との調整 ●再通報のあった過年度案件への継続対応 再通報のあった過年度案件に関する現地調査及び働きかけの実施 ●関連会議の調整及び出席 建築局及び18区まちづくり調整担当係長による空家意見交換会への出席(年12回)、区内関係部署による情報共有会議の主催(年2回 神奈川区) ●局と連携した委託化にむけたモデル委託の実施 令和5年度の委託の本格実施にむけたモデル委託の実施 	

◇提案内容・概算額等	
<p>本市における管理不全な空家は増加傾向にあります。また、現在働きかけをしている管理不全空家も改善されないものが多くあり、今後新たな管理不全空家の発生や現在の対応している案件の状態悪化などから、空家件数の累積増加と状況の悪化は容易に想定されます。</p> <p>一方で、横浜市空家等対策計画に基づく「空家化の予防・流通・活用」を促進するためには区局職員が中心となり取り組んでいく役割を担っていると認識しています。</p> <p>現状区局では管理不全空家の改善働きかけ等に関する業務が空家対策の業務の大部分を占めています。これを委託により公社や専門家団体等の専門知識を有する組織の活力を導入することで、区局職員の力を深刻な特定空家などの対応や、「予防・流通・活用」業務に重点的にあて、総合的な空家対策に取り組みます。</p> <p>【提案内容】</p> <p>① 初期対応（現場調査等）及び、経過観察対応等の委託の実施 初期対応（現場調査等）業務を各区の判断にて委託できる仕組みの実施及び、過年度案件の経過観察対応等委託と合わせた予算の確保 計上予算：28,000千円</p> <p>② 円滑な委託を実現できる庁内手続きの調整、整理</p> <p>③ 区案件に関する対応方針の検討、整理 例：通知対象者調査の範囲設定など</p> <p>④ 一括委託、委託内容の見直しも含めた継続的な空家対応の体制、仕組みの検討</p>	
◇参考：区執行体制上の課題	
<p>現行の体制で対応</p>	
◇所管局	
所管局課	建築局建築指導課、建築局住宅政策課

◆局回答内容

建築局		建築指導課・住宅政策課	
担当者名	陣内（建築指導課） 田中（住宅政策課）	TEL	671-4539（建築指導課） 671-4121（住宅政策課）

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	<p>空家化の予防や空家の流通活用促進については、これまで、区役所と連携して取り組んできました。今後、居住中世帯への普及啓発や空家活用の促進など、予防・活用施策の強化を図っていくためには、区役所とのさらなる連携が不可欠となります。</p> <p>区が担う管理不全空家に関する業務の効率化に向けて、経過観察調査委託の継続のほか、令和4年度の管理不全空家等の初期対応業務委託のモデル実施による効率性や実施体制の検証を踏まえ、初期対応業務委託の本格実施を含めた、より効果的・効率的な体制の構築について、運用ルールや対応方針の見直しとともに、区局での連携のもと、引き続き検討・調整します。</p>
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

Table with 2 columns: 所管局名 (International Bureau)

Table with 4 columns: 神奈川区, 地域振興課, 担当者名 (Shimizu, Saeki), TEL (411-7092), 共通区

Table with 2 columns: 継続年数 (2 years)

Table with 2 columns: 提案種別 (Budget-related)

Table with 2 columns: 番号 (5), 項目 (Multicultural coexistence in Kanagawa City)

Table with 2 columns: 5, 神奈川区における多文化共生の推進

地域の課題、基礎データ等

1 本市在住外国人人口は令和2年までの5か年で3割増加しており、神奈川県では5割近い増加率となっています。また、現在の神奈川県内の在住外国人は、市内18区の中で4番目に多い状況です。今後も感染症対策による入国規制の緩和や、東高島駅北地区の開発事業等によって、更なる区内在住外国人人口の増加が見込まれます。
2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、在住外国人の生活や外国人支援に関連する地域団体の活動についての課題（相談窓口・団体活動場所の不足等）が顕在化しました。
3 市内ラウンジ未設置区の中で神奈川区の外国人人口は最上位です。
【基礎データ】
区別外国人人口（R4.4月末時点）①中区15,509人 ②鶴見区13,485人 ③南区10,525人 ④神奈川区7,262人 ⑤港北区6,937人 ※このうち神奈川区のみが、ラウンジ未設置

地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等 2 市民からの提案等 3 地区担当制 4 地域懇談会等
5 区民アンケート 6 区民要望 7 関係団体からの要望
8 その他

区民からの具体的な要望

区内で多文化共生をテーマに活動する地域団体から、国際交流ラウンジの設置要望書が区へ提出（H29.1月）
神奈川県ラウンジ検討会（後述）において地域活動・教育・福祉それぞれの分野から現場の意見を聴取（R3年度）
神奈川県外国人居住者調査を実施（R3年度）
生活で困っていること：1位 税金、2位 健康、3位 災害・緊急時対応、4位 学校・勉強、5位 住まい…
困った時の相談先：1位 日本人の友達、2位 同国の友達、3位 家族、4位 行政窓口等、5位 職場・学校の先生…

これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

神奈川県外国人生活支援センターを通じた、地域活動団体や県の外国人支援サービス等のご案内
生涯学習事業を活用した、多文化共生をテーマに活動する地域団体の支援
神奈川県庁舎内の窓口対応各課へのヒアリング及び他区国際交流ラウンジの見学（～R3年度）
神奈川県ラウンジ検討会の実施（R3年度）
神奈川県ラウンジに求められる機能等について、普段から外国人区民と接する機会の多い、地域活動団体や小中学校等から意見を聴取しました。
令和3年度神奈川県外国人居住者調査の実施（再掲）

提案内容・概算額等

国際交流ラウンジの新設を提案します。
1 外国人、地域活動団体、行政・教育機関・関連施設において、国際交流ラウンジの機能（相談・支援・交流）が求められています。
2 神奈川区の性質等を踏まえ、区民の誰もが活用できる施設とします。
・区の形状が東西に長いという特徴があるため、ラウンジ機能のアウトリーチに取り組みます。
・区内在住外国人のネパール国籍割合が高いため、ネパール語に対応します。
・若者や子育て世代が多い傾向にあり、子育て支援拠点や学校等と連携します。
・転入者が多い傾向にあり、区役所（行政）とラウンジの情報共有・連携を密に行います。
3 ラウンジ運営にあたっては、人材や既存施設等の資源の活用を念頭に、支援団体やボランティアを育てる取り組みを充実させます。
4 ラウンジを設置することにより、以下を実現します。
・ラウンジが外国人の相談先としてのシンボルとなり、支援者や団体活動が充実されることで居場所が増えたり、地域社会の一員として活躍機会が増えたりすることで、外国人の暮らし満足度が上がる。
・地域との交流機会の増加により、文化の違いや多様性を認め合う風土を広げること。

【運営】地域に根差した団体による委託運営
【施設】区役所周辺における民間建物賃借を予定（面積：150～200㎡）
【R5年度予算】21,405千円
（内 訳）
・委託料 … 千円（ ）
・手数料 … 千円（ ）
・賃借料 … 千円（ ）
・備品費 … 千円

【スケジュール】
物件契約（R5.11月～）、委託契約、運営準備（R6.1月～）、ラウンジ運営開始（R6.3月～）

参考：区執行体制上の課題

現在の体制で対応

所管局

Table with 2 columns: 所管局課 (International Policy Planning Section)

◆局回答内容

国際局		政策総務課	
担当者名	松本・吉田	TEL	671-3826

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	国際交流ラウンジの新設に必要な経費を予算計上します。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	こども青少年局
------	---------

神奈川県		こども家庭支援課	
担当者名	山口・牧野	TEL	411-7059
共通区	10区(南区、港南区(1,3,4,6)、保土ヶ谷区(1,3)、旭区、磯子区、港北区(1,3,4)、緑区、青葉区、栄区(3,6) 瀬谷区(1,3,4,6))		

継続年数	新規
------	----

提案種別	予算・制度関連
------	---------

番号	項目
6	保育園・幼稚園等で医療的ケア児を積極的に受け入れるための訪問看護ステーションの活用策等

◇地域の課題、基礎データ等

<現状>
 ○令和3年に医療的ケア児支援法が成立
 ○令和3年度から、市内の胃ろうや人工呼吸器など医療的ケアを日常的に必要とする児・者及び重症心身障害児・者のライフステージに応じた支援体制を整備し、地域生活の充実及び介護者の負担軽減を図るため、「横浜市障害者施策推進協議会」の部会として「横浜市医療的ケア児・者等支援検討委員会」が、開催中
 ○「保育所等における医療的ケア受け入れガイドライン」が局主催のプロジェクトによって検討中
 ○令和4年度予算において、医療的ケア児を受け入れる保育所、幼稚園、認定こども園への看護職雇用費助成金の拡充・要件緩和を実施

<課題>
 ★ 助成金額は増えましたが、医療的ケア児は現時点で受け入れ園が増える変化はなく、従来から受け入れてきた園が受け入れている状況が続いています。今年度中のガイドラインの完成を見込んで、来年度の入所調整での医療的ケア児の円滑な受け入れが進むよう、支援を強化する必要があります。

<基礎データ(全市)>
 医療的ケア児受け入れ状況 現在受け入れている園17園(2.01%)過去に受け入れた園49園(5.71%)受け入れたことがない園781園(92.21%) (令和3年度こども青少年局実施アンケートより)

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他()

◇区民からの具体的な要望

医療的ケア児を受け入れてくれる保育園や幼稚園が増えることで、生きづらさを感じにくい横浜市になってほしい。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

<神奈川県実績>
 6名の医療的ケア児を区内認可保育園で受け入れ中

◇提案内容・概算額等

医療的ケア児に必要なケアは、ケアの種類によって、一日中そばにいてケアが必要な場合や、一日1回30分程度のケアをするだけでよい場合など、頻度や内容、緊急度に様々な差があります。その対応すべてに常勤の看護師を雇用することで対応することは、コロナ禍で看護師が全国的に深刻な人材不足の現状では、必要な人員が確保できない場合が生じているとともに、ケースによっては無駄が生じる面があります。

そのため、医療的ケア児に必要なケアに応じて適切な体制が用意できるよう、訪問看護ステーションの活用や研修を受けた保育士によるケアの実施等、新たな選択肢を増やすことで、医療的ケア児の受け入れ可能な園を増やす環境整備を進める必要があります。

- (1) 保育園等への訪問看護ステーションからの派遣ケア補助金の新設【保育・教育運営課】
 訪問看護ステーションから保育園等への訪問による医療的ケア実施に必要な費用(医療保険の訪問看護料相当額+交通費相当額)を補助する補助金を新設。(50,000千円)
 <積算>
 11,000円(90分15,000円のため、1時間の訪問料10,000円+交通費相当額1,000円)×1回/日×20日×12か月×18区=47,520千円≒50,000千円
 なお、一日中見守りが必要な医療的ケア児を訪問看護ステーションを活用して受け入れるためには、月160時間雇用として、160万円/月が必要で
 す。訪問看護ステーションを活用する場合は、休暇取得の対応等も含まれます。(19,200千円/年)
 <積算> 10,000円/時間(訪問看護90分15,000円から算出)×8時間×20日×12か月=1,920万円
- (2) 保育園等に雇用された看護師の医療的ケア業務委託費補助金の新設【保育・教育運営課】
 園に雇用された看護師からケアを受けていた児童が転園・卒園等で園を移る際、次の園に必要な場合は、園同士での業務委託契約により看護師を派遣できるようにするための補助金を新設。
- (3) 医療的ケア児受け入れ施設整備費の新設【こども施設整備課・保育対策課】
 医療的ケアの提供にあたって施設整備が必要な場合の施設整備補助制度を新設。
- (4) 認定特定行為従事者研修等受講補助金の新設と受講推進のためのインセンティブ制度の新設【保育・教育運営課】
 研修を受けた保育士が医療的ケアを実施する環境が整うよう、認定特定行為研修を受講する意欲を高めるインセンティブ制度(受講することの補助金や加算制度など)を新設。また、今後充実していくであろう各種医療的ケア児受け入れに関する研修に参加することの加算制度の新設。
- (5) 看護師配置加配の条件緩和【保育・教育支援課、保育・教育運営課】
 安全な保育の実現のため、医療的ケア児1名について看護師1名分の加配の条件を緩和して、ケア児1名につき看護師2名まで雇用可能とします。
 なお、当該医療的ケア児が長時間保育である場合など必要な場合は3名雇用も検討可能とします。
 また、訪問看護ステーションを活用しての受け入れを可能とするため、「横浜市障害児等の保育・教育実施要綱」の医療的ケア児受け入れにあたっての常勤看護師配置要件を「必要な体制を準備する」等に緩和します。
- (6) 切れ目のない受け入れ推進のための支援策の検討の継続【保育・教育支援課、障害児福祉保健課】
 切れ目のない支援の充実のため、すでに医療的ケア児を受け入れている園の支援策の追加等、今後も継続的に受入園を増やすための対応策の検討

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

所管局	こども青少年局
所管局課	こども青少年局保育・教育支援課、保育・教育運営課、保育対策課、こども施設整備課、障害児福祉保健課

◆局回答内容

こども青少年局		保育・教育支援課、保育・教育運営課、保育対策課、こども施設整備課、障害児福祉保健課	
担当者名	古林（支援） 安田（運営） 槇村（対策） 橋口（整備） 富岡（障害福祉）	TEL	671-2397 671-3564 671-4469 671-4146 671-4278

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	<p>(1) 【保育・教育運営課】看護職の確保が柔軟にできるよう、160時間以上の雇用（配置）を条件とする現在の制度を見直し、非常勤看護職や訪問看護を活用した場合でも、事業者が助成を受けられる制度となるよう検討します。</p> <p>(2) 【保育・教育運営課】現在の制度でも、転園・卒園先の園（以下「先の園」という。）に看護職を必要とする場合に、転園・卒園前の園と先の園で委託契約等を締結することで、看護職の派遣経費を先の園が向上支援費として請求できるものと考えます。</p> <p>(3) 【こども施設整備課・保育対策課】医療的ケア児、障害児を受け入れするための改修費等の補助を検討します。また、医療的ケア児、障害児等の送迎のための駐車場の整備費の補助を検討します。</p> <p>(4) 【保育・教育運営課】医療的ケア児を受け入れる園において、認定特定行為従事者研修の受講を促すため、研修受講費用と研修受講期間の代替職員雇用経費を助成する制度を検討します。</p> <p>(5) 【保育・教育運営課】医療的ケアの内容や程度に応じた対応が可能となる助成制度を検討します。</p> <p>(6) 【障害児福祉保健課】市内保育所等において看護師の雇用が進むよう、医療的ケアを担う看護師等に対する研修を実施します。</p>
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	港湾局、環境創造局、道路局	神奈川県		神奈川県	
		神奈川区		神奈川土木事務所	
		担当者名	大橋、長崎、志村	TEL	491-3363
共通区		2区(鶴見区、中区)			
継続年数		2年			

提案種別	制度関連
------	------

番号	項目
7	臨海部における雨水排水施設の適切な維持管理及び浸水対策

◇地域の課題、基礎データ等

神奈川区の臨海部(恵比須町、守屋町など)は大正から昭和初期に埋め立てられ、道路部分については昭和9年頃に当時の土木局(現・港湾局、環境創造局、道路局)に所管替えされ、道路認定されています。道路には雨水排水施設が埋設(約2.7km、φ200mm~900mm)されていますが、下水道法の認可区域外であることなどから公共下水道に位置づけられておらず、道路からの排水に加えて、民地からの排水管が接続されていることから道路排水施設としても位置づけられていないため、所管局不明の状態が長年続いています。しかし、道路区域内の施設であるため、道路管理者である土木事務所としては日常の維持管理を行っていますが、「排水施設の位置づけが明確でないため、民地からの接続協議に応じるための根拠が無いこと」、「施設整備後80年を超えており、計画的な修繕を行う必要があること」、「所管局が明確でないため、排水施設の不具合(詰まり、破損等)が生じるたびに、予算措置について関係局との協議が必要であり、迅速な現場対応に支障が出ること」などの不具合が生じており、適切な維持管理が行えていない状況にあり、鶴見区や中区でも同様の課題を抱えています。

また、令和2年には緊急対応が必要となるような管渠の破損が見つかるなど、道路陥没につながるような事象も発生しており、道路管理者として安全安心な道路空間の確保が実現できていない状況です。

さらに、臨海部の雨水排除計画及び既存排水施設の処理能力、道路や民地から既存排水施設への流入状況が不明確であることから、適切な雨水排除が行えているとは言えない状況です。恵比須町は、京浜臨海部マスタープランに位置付けられ、まちづくりや防災・減災のための基盤整備を推進していく地区になっていますが、海域への排水施設の吐き口が潮位の上昇時に水没することも影響し、集中的な降雨により道路冠水する事象が頻繁に発生しており、民地内での浸水被害も発生しています。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他(道路利用者、近隣企業からの要望)

◇区民からの具体的な要望

- ・大雨時に道路が冠水するのを防いでもらいたい
- ・道路冠水に伴い道路より低地の民地側に雨水が流入するのを防いでもらいたい
- ・民地(隣接企業)からの排水施設を新規に接続させてほしい

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

神奈川区運営方針：Ⅱ 1「安全・安心なまちづくり」
 1 日々の道路パトロールや大雨時の現地確認を行うとともに、必要な箇所の補修工事の実施、陳情に対する迅速な対応等を行っています。
 2 適切な維持管理の実現に向け、関係局との役割分担等について協議を継続して行っています。

◇提案内容・概算額等

【港湾局、環境創造局、道路局】
 1 排水施設の所管部署や役割分担の明確化
 2 雨水排除計画の見直し、策定
 3 適切な維持管理に必要な予算を継続的に確保

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

所管局	港湾局政策調整課、環境創造局下水道事業マネジメント課・管路保全課、道路局維持課・管理課
-----	---

◆局回答内容

港湾局		政策調整課	
担当者名	浅野	TEL	671-7300

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 臨海部の浸水対策及び雨水排水施設の適切な維持管理ができるよう、排水施設の所管部署や役割分担の明確化について、今後とも関係局として調整していきます。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

環境創造局		下水道事業マネジメント課 管路保全課	
担当者名	山崎（下水道事業マネジメント課） 仲田（管路保全課）	TEL	671-2838（下水道事業マネジメント課） 671-2832（管路保全課）

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	これまで関係局とともに様々な課題について協議を行ってきました。今後も引き続き協議に応じてまいります。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

道路局		維持課、管理課	
担当者名	青木（維持課） 国本（管理課）	TEL	671-2782（維持課） 671-2770（管理課）

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	臨海部の雨水排水施設の適切な維持管理及び浸水対策ができるよう、今後とも関係課として、協議に応じてまいります。なお、既存道路の排水施設については、令和4年度より整備着手しています。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題